

広島県告示第八百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年十一月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	東広島市豊栄町清武二四五四番五地先から 東広島市豊栄町清武二二八七番地先まで	平成二十二年一〇月二 八日